田子浦中学校部活動活動方針

令和2年4月【改定版】

『田子浦中学校部活動活動方針』

令和2年4月改定

1 田子浦中学校の部活動の在り方

部活動は、学校教育の一環として行われ、顧問をはじめとした関係者の指導のもと、生徒同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図ることができる大変有意義な活動です。

また、部活動を通して、生涯にわたってスポーツや文化及び科学等に親しむ能力や態度を 育成したり、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感を養ったりすることができます。この ように、部活動には様々な教育的効果があり、明るく充実した学校生活を送る上で大きな役 割を果たしています。

本校における部活動では、校訓「美に挑む」のもと、「プレーの美しさ」「集団の美」だけでなく、「挨拶、返事等の礼儀作法」「身なり・服装」「道具や施設を大切にする心」「相手を敬う心」「感謝の気持ち」「ルールやマナー」等、心の美にも挑み、学校教育目標「自分から」のもと、仲間と共に切磋琢磨し、成長していくことを期待しています。

しかしながら、近年中学校の部活動において、時代の流れと共に多くの課題が見られるようになってきました。少子化による生徒数の減少に伴う部員数の減少、専門的な指導力を持った顧問の不足、生徒の負担感の増大、教職員の多忙化解消のための国による働き方改革などが挙げられます。このような課題は本校においても同様です。

社会的な変化を背景にした、これらの課題に向き合うためには、部活動の教育的価値を大切にしながら、時代や社会の流れに合った、これからの部活動の在り方についての見直しを行う必要があります。

平成30年9月、「富士市中学校部活動ガイドライン」を基に本校の部活動活動方針を制定しましたが、富士市部活動在り方委員会において検討を重ね、令和2年4月に市としての部活動の在り方について見直しがされました。それに基づき、本校の部活動方針も改定し、市の方針に基づき進めていきます。

2 部活動運営組織

校長のリーダーシップのもと、職員が組織的かつ計画的に部活動を実施するための組織を設置します。

① 校内部活動検討委員会 • • • 管理職、顧問代表等

<内容>学校の方針・運営への意見集約及び部活動の設置・改廃に関する協議、その他部活動に関する諸問題の解決を図る組織。

※部の統合、改廃時等必要に応じて保護者代表などを加えることがあります。

② 校内部活動顧問者会・・・各部活動の顧問 養護教諭等

<内容>円滑な校内部活動の運営をめざし、学校の方針を基に、校内における部活動の実施計画を作成し、部活動の取組状況について評価し、検証改善を推進します。(職員会議内に設置する場合もあります。)

※必要に応じて、管理職、養護教諭、保健体育科教員から助言します。

③ 校内部活動部長会・・・各部活動の部長、生徒会役員生徒等

<内容>生徒の、自主的、自発的な校内部活動の運営を目指し、部活動の取組状況に

ついて評価し、検証改善を推進します。

④ 部活動保護者説明会・・・各部活動生徒の保護者と顧問(指導者)

〈内容〉年度初めや新チーム発足時等に、各部の活動方針や年間指導計画、年間に必要な個人負担の経費を保護者に周知する場を設定します。

3 部活動の設置

- 校長は、生徒や教員の数、<u>部活動指導員</u>、外部指導者等の配置状況を踏まえ、生徒の安全の確保、指導内容の充実、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、<u>部活動数の適正化を図ります。</u>
- 生徒の安全を確保し、適切に部活動を実施するために、「部活動の設置についての留意 事項」の要件が満たされるよう、指導体制の整備を図ります。
- 1、2、3のいずれかの要件が満たされない場合については、次年度に向けて、該当する部の改廃(統合、休部、廃部)について校内部活動検討委員会等で<u>計画的に協議し、決</u>定していきます。

【部活動の設置についての留意事項】(富士市中学校部活動ガイドラインより)

- 1. 団体競技については、1年生の正式入部が決定した時点で、全学年の部員数が 団体競技(コンクール等)に出場できる人数が確保されている。
- 2. 重大な事故につながりやすい競技の部活動においては競技の性質上、生徒の安全確保を行うため、以下の条件を満たすこと。
- (1) 安全に競技を実施するための施設、設備、環境等が確保されている。
- (2) 専門的な知識・技能をもった指導者又は外部指導者を配置する。
- (3) 複数顧問を配置する。
- 3. 学校の規模にもよるが、どの部にも複数の顧問や指導者を配置することを原則とする。

4 活動計画

顧問は、プレイヤーズファースト(生徒第一主義)の考えをもち、心身の発達段階や現在の部活動の実態に応じた活動計画(年間活動計画・月間活動計画)や目標設定を作成し、生徒・保護者に周知します。

【年間活動計画】

- ① 顧問は年間活動計画を作成します。その際、1年間の目標や活動(指導)方針、中期目標等を設定し、年間活動計画を立てます。
- ② 参加する大会(コンクール)や練習試合等を精選します。

【月別活動計画】

- 1) 顧問は月別計画を作成します。
- ② 月1回程度生徒中心のミーティングを設け、主体的な取組を図ります。

5 活動時間及び休養日の設定

部活動の活動時間及び休養日については、以下のとおりとします。

(富士市中学校部活動ガイドラインより)

【授業期間中の活動】

平 日

- ・少なくとも、週に1日以上の休養日を設ける。
- ・活動時間は、最大2時間程度とする。(季節や日没等を考慮した変更がある。)

週休日(学校の休業日)

- ・少なくとも、1日以上を休養日とする。
- ・活動時間は、3時間程度を原則とする。
- ・公式戦等で、やむを得ず土日両方に活動するような場合は、休養日を平日に確保 する。
- ・練習試合等で、やむを得ず活動時間が基準を超える場合、校長の承認を受ける。
- ・防災訓練等や地域の行事と重なった場合できる限り行事を優先する。

【長期休業中の活動】

- ・活動は平日のみとする。ただし、各競技団体等が主催する公式戦が休日に行われる 場合は、生徒には平日に代替休養日を設定する。
- ・活動時間は、最大3時間程度を原則とする。
- ・家庭でのまとまった休養日がとれるよう配慮する。

※定期テスト前後の一定期間については、原則として活動を行わない。

【練習試合等について】

練習試合等においては、保護者の送迎や生徒の負担、交通事故の危険がないよう、市内を中心とした、近隣の市町に留める。基本的に、県外への遠征は認めない。

【公式戦とは】

公式戦とは、中体連、中文連、各協会、各連盟が主催する大会のことを指す。

【参加大会の見直し】

<u>校長は、生徒や顧問等に過度な負担とならないよう、参加する大会等を顧問と協議する</u> 等して、精査する。(市としても見直しを検討している。)

6 事故やけがに備えた体制づくり

(1) 学校は、日頃から、活動中における事故防止に向けた指導体制を整え、生徒の安全確保に努めます。

- ① 万が一、事故が発生した場合、「危機管理マニュアル」等に基づき、組織で速やかに対応にあたります。
- ② 教職員が心肺蘇生法の正しい手順やAEDの設置場所と使用方法について研修し、理解します。
- ③ 夏季における活動は、熱中症を発症する危険性が高いため、<u>気象庁が発表する情報や</u> 環境省熱中症予防情報サイトの暑さ指数等の情報に十分留意し、屋内外を問わず、気温・ 温度等の環境条件を配慮した活動を実施します。

また、長時間の連続した活動は避け、あらかじめ気温や湿度の上昇が予想される場合は、活動の有無や活動時間の変更、活動内容の制限をすることがあります。

- ④ 定期的に熱中症計でWBGT値を測定し、現状の把握に努めます。
- ⑤ 落雷による事故を防ぐため、雷鳴が確認された場合は、緊急放送等で直ちに生徒を屋内へ避難させます。安全が十分確認されるまで、屋外での活動を見合わせます。7月~9月は落雷が多い時期のため、特に注意します。
- ⑥ 首から上のけがをした場合、直ちに活動を止め、「頭頸部外傷時の対応について」に従って、校長判断のもと、医療機関に受診させます。
- (2) 部活動における事故防止に備えて、顧問は常に生徒の安全を第一に考え、事故防止のための体制づくりをします。

【施設の安全管理の徹底】

- ① 顧問は、施設・設備・器具・用具など、活動場所の安全確認を行います。器具や用具が常に整理整頓できるよう、生徒に指導します。
- ② 生徒が施設や器具の異常や破損、故障等を発見した場合、すぐに顧問に報告するようにし、その後すみやかに管理職に連絡が届く体制を整えます。

【生徒の安全管理の徹底】

- ① 顧問や指導者は、生徒個々の基礎疾患、既往症、運動制限など、配慮すべき事項を把握します。心疾患、腎疾患については、学校生活管理指導表の指導区分を確認しておきます。
- ② 生徒個々の体力や技能レベルを考慮した、練習メニューを計画します。
- ③ 体の不調等を、上手に訴えることができない生徒や状況があることを考慮し、生徒の 様子を観察しながら、随時声をかけます。
- ④ 熱中症を予防するため、活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒への健康観察等、体調管理を徹底します。
- ⑤ 雷、暴風、ゲリラ豪雨、光化学スモッグ等の気象情報や<u>暑さ指数等の情報に十分留意</u> し、危険が予測される場合は、活動を中止するなど、適切な判断をします。

【生徒の安全指導の充実】

- ① 顧問は、生徒が自らの安全に留意するとともに、積極的に他人の安全にも留意することができるよう指導します。
- ② 顧問は、施設・設備・器具・用具の安全な使用方法を十分指導します。また、使用前の安全確認の習慣化や、準備、片付け及び、ゴール等の移動式体育器具の設置についても顧問の監督のもと指導し、安全を図ります。
- ③ 顧問は、生徒の安全を確保するため、練習時の補助を適切に行います。また、生徒同士で補助をする場合、顧問や指導者が補助の仕方を十分指導し、安全性を確認します。

7 体罰等の禁止

- 部活動の指導における体罰の行使は、生徒の人間としての尊厳を否定するものであり、 社会的規範に反し、スポーツ、文化・芸術の価値を著しく損なうものです。改めて、全て の指導者が、体罰は認められないもので、根絶すべきものであると再確認し、決して体罰 は行いません。
- 懲戒の手段として体罰を行うことは禁止されており、暴行罪や傷害罪などの犯罪行為であることを指導者一人ひとりが自覚し、決して行いません。
- 顧問、指導者は、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されないこと、また、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントと判断される発言や行為も同様に許されないことも自覚し、決して行いません。

8 その他

- (1) 複数指導体制の活用(複数顧問体制・外部指導者)
- ① 複数顧問体制は、事故発生時の対応や、生徒や保護者からの相談対応において有効であるだけでなく、生徒へのきめ細かい指導や、教員の負担軽減にもつながります。教員と生徒の実態(部員数や指導経験の有無、校務分掌等)、競技の特殊性を考慮し、できる限り複数の顧問を配置できるようにします。
- ② 上記のような複数顧問体制が整備できない場合や、専門的な技術を指導できる顧問を確保することが困難な場合は、「部活動指導員」や「外部指導者」の活用を検討します。外部指導者は、校長が指導者として適切であると認め、「富士市ふれあい協力員制度」に登録した者とします。なお、「部活動指導員」や「外部指導者」の大会参加や「指導者登録」については、競技や大会によって参加規定や申請方法が異なることに注意し、前もって必ず確認し、連絡します。
- (2) 運営経費について(部費等の管理と保護者への説明責任) 学校や顧問は、家庭の負担ができるだけ少なくなるように配慮し、部費等の管理や処理を、適正に行います。

【校内体制】

- ① 顧問は、部費を執行するときは、必ず事前に管理職に相談します。
- ② 顧問は部費の執行を計画的に行い、年度末に偏ることが無いようにします。また、 領収書などの証拠書類を適切に保管します。
- ③ 管理職は、部費の会計処理について、定期的に確認を行います。

【保護者への説明責任】

- ① 学校は、入学説明会や入部前において、ユニフォーム代や用具代、登録費等、年間を通して掛かる経費を必ず保護者に提示します。
- ② 顧問は、ユニフォーム代、登録費等についても会計処理を適切に行います。
- ③ 管理職は、各種の会計処理について、随時適切に確認を行います。

(3) 活動日について

- ① 原則として年間を通して行われますが、定期テスト3日前(日曜日、祭日を含む)より、テスト終了時まで休みとします。
- ② 1年を通して、月曜日及び水曜日は活動しないこととします。ただし、学校行事等の関係で実施する場合はあります。
- ③ 部活動終了時刻は日没等を考慮して決定し、活動時間終了 10 分後を完全下校とします。なお、学校の事情等により、終了時刻を変更することがあります。

【部活動終了予定時刻】

	部活動終了時刻	完全下校時刻
4月~9月	午後5時00分	午後5時 10分
10月1日~9日 10月12日~30日	午後5時00分 午後4時40分	午後5時10分 午後4時50分
11月	午後4時30分	午後4時40分
12月	午後4時20分	午後4時30分
1月6日~15日 1月18日~29日	午後4時30分 午後4時40分	午後4時40分 午後4時50分
2月1日~12日 2月15日~26日	午後4時40分 午後5時00分	午後4時50分 午後5時10分
3月	午後5時00分	午後5時10分

【附則】

平成30年9月 「田子浦中学校部活動活動方針」策定

令和 2 年4月 「田子浦中学校活動方針」改定 (波線が主な改定箇所)